

「市民の会」の代表世話人3名が口頭意見陳述

～市当局の「土地の一部返還」論等の重大な誤りをズバリ指摘～

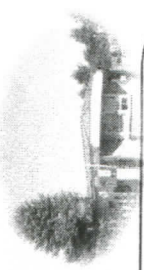
3人の陳述で明確になった中心点

1. ユニチカ敷地の歴史的経緯を明らかにし、土地代、補償金等、最終的に全て豊橋市が払っていることが、昭和20年代の議会議事録等から明らかになった。
2. ユニチカ敷地について、早川市長時代までの市当局の認識と現市当局の認識の違いが明らかになった。
3. 市当局は、市議会や市民から損害賠償請求の声が届く中で、後知恵的、後出しじゃんけんの「クルクル」といわけを繰り返して、「土地の一部返還」論まで言い出したが、これも重大な誤りをおかしていることが明らかになった。

なんだ！
市が土地代を
払ってるじゃん！

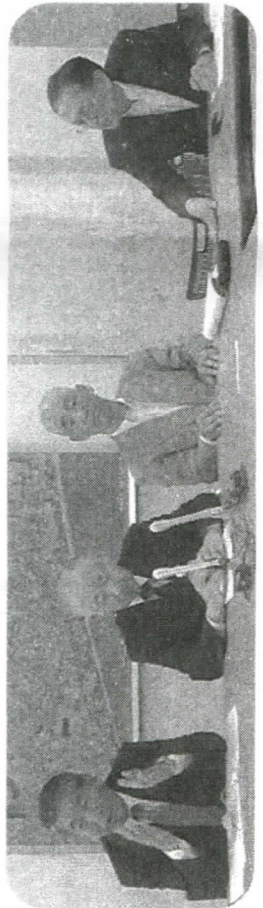


ユニチカ跡地の返還を求める市民の会(以下、市民の会)の会員など市民が提出(6/2)した住民監査請求に対する口頭意見陳述が6月16日(木)、午後1時から豊橋市監査委員室で行われました(陳述時間40分程、住民監査請求の要旨の補足と新証拠提出)。「市民の会」の代表世話人3人が陳述しました。3人の陳述によって、ユニチカ敷地の歴史的経緯やユニチカ株式会社工場閉鎖を明らかにし、敷地を売却した以降、市当局の主張が、クルクルと変わり、「その場しのぎで言いつくろってきた」ことが良くわかります(別紙、陳述書参照)。陳述後の「市民の会」報告会には30名が参加し、多数のテレビ局、新聞社が取材しました。



住民監査請求で提出した証拠資料は15点

「覚書」(S.25/4)、「契約書」(S.26/4)、「疑義事項協議書」(S.41/2)、「ユニチカ株式会社」の4項目の豊橋市長への申入れ文書(H.26/10)、「ユニチカ株式会社の各位宛て文書(固定資産税の譲渡および特別利益の計上に関するお知らせ)」(H.27/9)、「積水ハウスへ売却報道の新聞記事」(H.27/9)、総務調査会々議要領(S.28/9)、全員協議会々議要領(S.28/11)、総務調査会々議要領(S.28/12)、土地登記簿謄本(S.28/12-29/3)、豊橋市議会定例会会議録(H.18/9)、平成27年12月、豊橋市議会定例会会議録(H.27/12)、豊橋市議会定例会会議録(H.28/3)、新聞記事「豊橋市長、会見で見解」(H.28/6)、会議メモ「ユニチカ社長による市長への説明」(H26/10)



(6/16、陳述後、報告する「市民の会」代表世話人の皆さん)

☆審査結果は、請求日から60日以内(8/1)に請求人に配達証明郵便で送達されます。結果に不服があれば、結果日から30日以内に住民訴訟を提起できます。